

教 事 公 告

三重県教育委員会

規則 次

規則	○	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校経理・施設課	1頁
付示	○	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則	教育財務課	1頁
公告	○	三重県指定有形文化財の指定	社会教育・文化財保護課	7頁
公告	○	三重県指定有形文化財の解除	社会教育・文化財保護課	8頁
お知らせ	○	公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	8頁
お知らせ	○	公立幼稚園の名称変更届の受理	学校経理・施設課	8頁
お知らせ	○	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	教育財務課	8頁

規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年二月十七日

三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県教育委員会規則第一号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和五十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第七条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第二項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に、「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第八条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第二項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第九条第二項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第十条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第二項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に、「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第十一条中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第十三条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第二項中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第十七条中「及び中学校」を「中学校、義務教育学校及び幼稚園」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年二月十七日

三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県教育委員会規則第一号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第二学年」の下に「(義務教育学校の第九学年及び中等教育学校の前期課程第二学年を含む。)」を加える。

第四条第一項第一号中「中学校」の下に「(義務教育学校及び中等教育学校を含む。以下同じ。)」を加える。
第十一条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、教育長が別に定める要件を満たすとき、本文に規定する修学奨学金を返還しなければならない期間は、返還金の合計額が百二十万円を超えて百八十五万円未満の者については十五年以内、百八十五万円以上の者については十八年以内とすることができます。

第1回選考や次のものに該当。

(表面)

三重県高等学校等修学奨学生申込書

いずれか該当する方に○を付けること		在学採用	予約採用		
申込者 (本人)	ふりがな 名前	住 所 等(自宅外通学の場合は下宿先も記入)			
		〒			
		電話 自宅 携帯 携帯メールアドレス			
	生年月日	在留資格 (外国籍の方のみ記入)			
年 月 日生					
親権者 又は 後見人等 (保護者)	ふりがな 名前	住 所 等			
		〒			
		電話 自宅 携帯 携帯メールアドレス			
	生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)	
年 月 日生					
連帯保証人	ふりがな 名前	住 所 等			
		〒			
		電話 自宅 携帯			
	生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)	
年 月 日生					
在学する (入学希望の) 高等学校等	学校名	学科名	在学期間		
	国公立 私立		年 月入学 年 月卒業見込		
通学(予定)状況	自宅通学 ・ 自宅外通学				
過去の貸与歴	(本奨学生の貸与を受けたことが) ある ・ ない				
貸与額及び 貸与期間	修学支度費	修学費 (貸与期間)			
	入学時 円 (○または金額を記入)	月額 円	年 月から 年 月まで		
修学奨学生の 振込口座 (本人の口座)	金融機関名 (コード番号)	本支店名 (コード番号)	種目	口座番号	口座名義 (カタカナ)
	()	()	普通 貯蓄		()

(裏面)

世帯（家族） の状況 (本人含む)	名前	続柄	勤務先 又は 通学先（学年）	特記事項
		本人		

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第4条の規定により修学奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長 宛て

本　　人　　名前

上記の者が貸与を受ける修学奨学金の返還を保証し、本人と連帶して債務を負担します。

保　護　者　　名前

連帶保証人　　名前

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 印影がはつきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

添付書類 ①同一の世帯（生計）に属するすべての者の在学証明書（ただし三重県内の高等学校等であれば省略可能です。）

②同一の世帯（生計）に属するすべての者の住民票の写し

③同一の世帯（生計）に属し、祖父母、兄弟姉妹を除く者の所得についての市町村長の証明書

（通常、所得課税証明書となります。税務署発行の納税証明書ではありません。）

第八号様式中「必要です。」の後に「添付書類は、貸与決定時にお渡しした「奨学生のしおり」で確認してください。」を加える。

第九号様式の11を次のものに改める。

異動届③(住所・名前等変更)				
年 月 日				
三重県教育委員会教育長 宛て				
次のとおり異動がありましたので届け出ます。			奨学生番号(予約番号)	
在学又は在学していた高校名、 高専名 (高校等入学前の予約採用者は中学校名のみ記入)			全日制 定時制 通信制	科学 年組 ※ 在学生のみ記入
			卒業(退学) 年月	卒業・退学 (該当するものに○印) 年 月
本人	名前	印	現在の勤務先	
			現在の通学先	
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、届出の保護者等が下欄に自署・押印。				
届出の保護者等	名前	印		
※変更のあった項目のみ記入	本人	異動日	年 月 日	
		フリガナ		
		名前	(旧姓)	
		住所	(〒)	
		自宅電話番号	※自宅電話がない場合は「なし」と記入	
	携帯電話番号	※携帯電話がない場合は「なし」と記入		
	保護者(届出の保護者)	異動日	年 月 日	
		フリガナ		
		名前	(旧姓)	
		住所	(〒)	
勤務先				
連帯保証人	自宅電話番号	※自宅電話がない場合は「なし」と記入		
	携帯電話番号	※携帯電話がない場合は「なし」と記入		
	異動日	年 月 日		
	フリガナ			
	名前	(旧姓)		
住所	(〒)			
勤務先				
自宅電話番号	※自宅電話がない場合は「なし」と記入			
携帯電話番号	※携帯電話がない場合は「なし」と記入			

※ 異動事項の事実を証する書類(住民票等)を添付してください。住民票にはマイナンバーを表示しないでください。

※ 貸与中に本人が名前を変更した場合は、戸籍抄本を添付してください。また、異動届④(振込口座変更依頼書)を合わせて提出してください。

※ 保護者、連帯保証人の変更は、連帯保証人等変更申請書をお使いください。(この様式は使用できません)

第十回審査や次のものと並んで。

連帯保証人等変更申請書

変更事項 (いずれかに○)	保護者	連帯保証人
変更後の 保護者 又は 変更後の 連帯保証人	名 前	住 所 等
		〒 自宅電話 携帯電話
連帯保証人	生年月日	年 月 日 生
	勤務先等	在留資格 (外国籍の方のみ記入)
本人との関係		
変更年月日		
変更理由		
三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則第15条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。		
年 月 日		
三重県教育委員会教育長 宛て <u>(奨学生番号)</u>		
本 人 名前 <input type="checkbox"/>		
上記の者が返還義務を有する三重県高等学校等修学奨学生に関する一切の債務について、本人と連帯して債務を負担します。また、本人が既に提出している誓約書及び借用証書の誓約事項についても同意します。		
この奨学生に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。		
変更後の保護者 名前 <input type="checkbox"/>		
変更後の連帯保証人 名前 <input type="checkbox"/> 実印		

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人の変更の際は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。また、保護者の変更の際は、住民票を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付して下さい。
- ※ 本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「変更後の保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、三重県高等学校等修学奨学生に係る債務を引き受ける方が署名・押印してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則（以下「新規則」という。）第十一條第一項ただし書きの規定は、この規則の施行の日以後に修学奨学生の貸与が決定される者の修学奨学生について適用し、同日前に修学奨学生の貸与が決定された者の修学奨学生については、なお従前の例による。ただし、同日前に修学奨学生の貸与が決定された者のうち、新規則第十一條第一項ただし書きの規定による修学奨学生の返還を希望し、その旨を教育長に申し出た者にあつては、貸与を受けた修学奨学生の総額から返還期日が経過した返還金の額を控除した額（以下「返還残額」という。）が新規則第十一條第一項ただし書きに規定する額以上であれば、返還残額について新規則の規定を適用する。

3 この規則の施行の際に改正前の三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

時 示

三重県教育委員会告示第4号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しましたので、同条例第5条第4項の規定により告示します。

平成29年2月2日

三 重 県 教 育 委 員 会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫刻	木造深沙大将立像	1軀	鈴鹿市稻生西2丁目8番16号	宗教法人 神宮寺
彫刻	寺田の石造地蔵菩薩坐像群 一、字坂之東所在 一基 一、字前坂所在 一基 一、字桐之木谷所在 一基	3基	伊賀市寺田字坂之東944番地 同市寺田字前坂1307番地 同市寺田字桐之木谷1535番地	宗教法人 清正寺 宗教法人 大光寺 宗教法人 大光寺
工芸品	仏通禪師所用法衣並びに伝来什物 一、七条袈裟 一領 一、直綴 二領 一、頭陀袋 一口 一、剃刀箱 一合、並びに剃刀 二口 一、柄錫杖 一柄 附 鉢孟 五口、匙 一口、筋 一対	一括	多気郡明和町大字上野652番地	宗教法人 安養寺
古文書	大宝院文書	50通4冊、 附6点	津市大門32番19号	大宝院
考古資料	東条1号墳出土品 一、四獸鏡 一面 一、銅釧 一点 一、鉄製武器類 一四点 一、石製玉類 一八点 一、ガラス製玉類 四九一点 一、土器類 二六点	551点	多気郡明和町大字竹川503番地 三重県埋蔵文化財センター	三重県
歴史資料	宝永津波供養碑 (馬越墓地の三界萬靈碑)	1基	尾鷲市北浦西町1520番地	宗教法人 金剛寺

三重県教育委員会告示第5号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第6条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財の指定を解除しましたので、同条例第6条第4項の規定により告示します。

平成29年2月2日

三重県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	旧長谷川家住宅 主屋・大正座敷・襖付・待合・表蔵・ 米蔵・大蔵・新蔵・西藏・蔵前・物 置・南表塀・北表塀・庭塀・南中塀・ 北中塀・離れ・離れ北塀・四阿・神 祠、鳥居及び手水	20棟	松阪市魚町1653番、 同市殿町1317番1、 同市殿町1317番18	松阪市
指定日	平成27年3月5日	解除日	手水以外：平成28年7月25日 手水：平成29年2月2日	
解除理由	手水以外については、文化財保護法第27条第1項の規定により、平成28年7月25日付け文部科学省告示第102号で重要文化財に指定されたため、三重県文化財保護条例第6条第3項により解除。手水については、三重県文化財保護条例第6条第1項により解除。			

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成29年2月17日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
桑名市立精義幼稚園	平成29年3月31日	就学前施設を再編するため

公立幼稚園の名称変更届を次のとおり受理しました。

平成29年2月17日

三重県教育委員会

名 称	変更しようとする日	名 称 変 更 の 理 由
変更前 桑名市立修徳幼稚園		
変更後 桑名市立光風幼稚園	平成29年4月1日	就学前施設を再編するため

お 知 ら せ

平成29年2月17日付け三重県公報第2878号に、教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示が次のように掲載されました。

三重県告示第97号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成29年2月17日

三重県知事 鈴木英敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第15号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

東日本大震災又はその他大規模災害等により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の就学機会の確保を支援する。	東日本大震災又は平成二十八年熊本地震により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者等に対して、市町又は一部事務組合が実施する学用品費等又は学校給食費等若しくは医療費の援助を行う事業に要する経費
---	---

別表第1中第16号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

東日本大震災又はその他大規模災害等により被災し、特別支援学校等への就学が困難な幼児、児童又は生徒の就学機会の確保を支援する。	東日本大震災又は平成二十八年熊本地震により被災し、特別支援学校等への就学が困難な幼児、児童又は生徒の保護者等に対して、市町又は一部事務組合が実施する特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に要する絏費等
--	---

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成28年4月14日から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社